

固定資産税(償却資産)の申告をお願いします

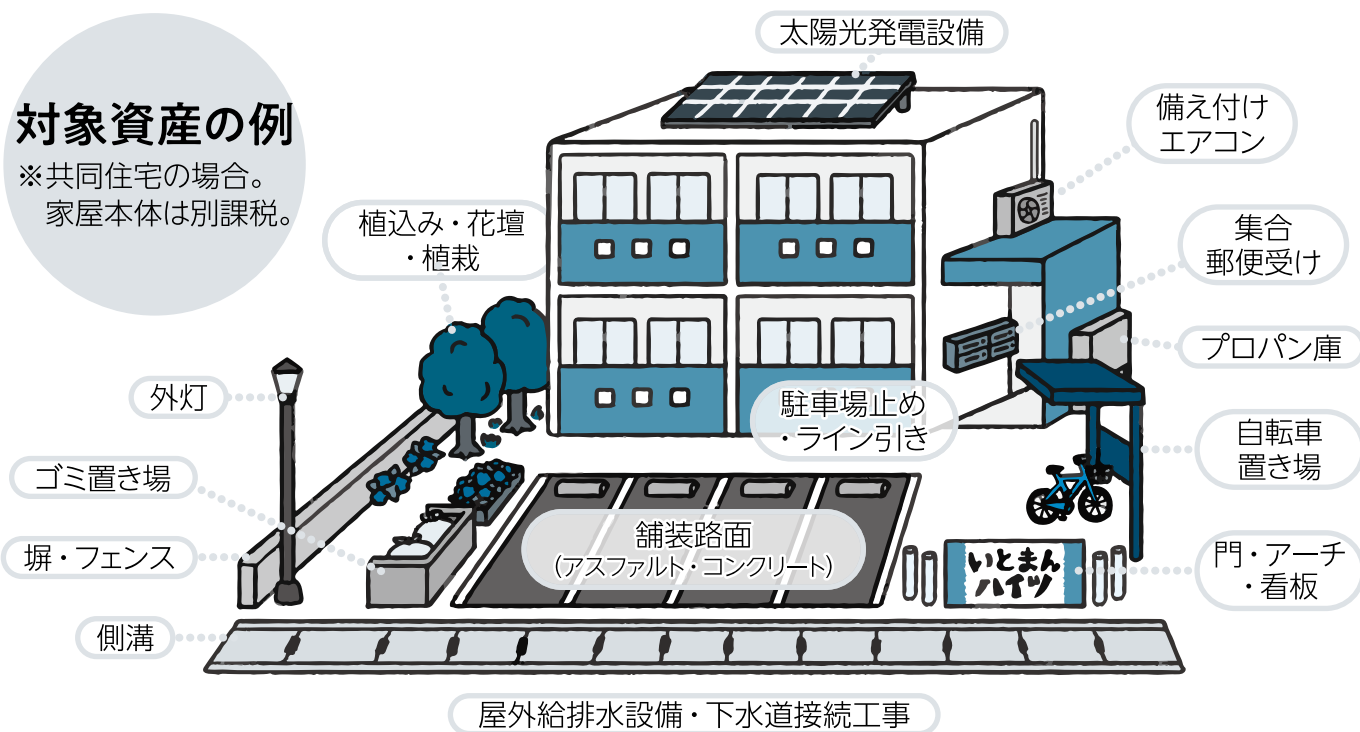
償却資産とは

償却資産とは、土地および家屋以外の事業用に用いている資産で、税務署への確定申告時に減価償却費を必要経費として形状されているものの大半は、償却資産として申告が必要です。

アパート(共同住宅)の不動産賃貸業を営んでいる人で、償却資産に該当する主なものを例示すると、次のようになります。これらは、土地・家屋の評価に含まれておらず、償却資産として課税されます。

対象資産の例

※共同住宅の場合。
家屋本体は別課税。



資産の種類	主なもの
構築物	敷地のアスファルト舗装、コンクリート舗装、自転車置き場、ゴミ置き場、屋外給排水設備、下水道接続工事、側溝、ブロック塀、周囲フェンス、門、外灯、植栽工事、広告塔 など
建物附属設備 機械・装置	太陽光発電設備、受変電設備、電力引き込み線、屋外給排水管、屋外ガス管 など
工具・器具・備品	集合郵便受け、家具付きアパート等の場合のエアコン・テレビ・冷蔵庫 など

▶イラストの内容は、アパート経営者の申告対象となる償却資産の一例を示したものです。償却資産申告の際には、業者の工事見積書などから償却資産の対象となる工事費(取得価格)を抜き出して申告してください。

申告期間・受付時間

令和4年1月5日(水)～1月31日(月)
午前9時～午後5時 ※土・日・祝日を除く。

▶糸満市のホームページから、申告書をダウンロードすることが可能です。

お問い合わせ・申告窓口

糸満市税務課
資産税係 償却資産担当
(糸満市役所 2階 25番窓口)
☎ 840-8128



安心して学べる環境づくり

就学援助制度

【新入学準備金】について

☎ 糸満市教育委員会 学校教育課 ☎ 840-8165



就学援助イメージキャラクター
ツクロウくん

就学援助制度って?

小中学校の子どもがいる家庭に、学用品費や学校給食費などを市が援助する制度です。子どもたちの楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか。

- 援助対象**
糸満市に住所を有し、令和4年度に公立の小中学校に入学を予定している児童の保護者、または区域外就学で糸満市立の小中学校に入学を予定している保護者で、次のいずれかに該当する人。
①生活保護が停止または廃止になった人 ②生活保護世帯に準ずる程度の生活困窮世帯 ③大規模災害の被災者で、生活が困窮していると認められる人
- 援助の内容**
今回の申請は、新入学学用品費の入学前支給のみとなります。
- 申請書類**
①就学援助申請書(兼同意書・委任状)
②保護者名義の預金通帳、またはキャッシュカードのコピー
③家賃証明書(賃貸住宅に住んでいる人のみ)
④令和3年度所得課税証明書(令和3年1月2日以降に転入した人のみ)
- 確定申告(税申告)を行っていない場合、審査不可となるため認定できません。申請前に、同居している18歳以上の全員の申告しているか確認してください。

- 提出先**
保護者(原則)が、糸満市教育委員会学校教育課(糸満市役所5階)に提出、もしくは郵送。
- 就学援助申請書は、学校教育課の窓口またはホームページにあります。●来所前に、必要書類(申請書類以外)がすべて揃っているか必ず確認してください。
- 申請期間**
●兼城地区・糸満地区/令和4年1月4日(火)～1月6日(木)
●高嶺地区・三和地区/令和4年1月7日(金)～1月11日(火)
●西崎地区/令和4年1月12日(水)～1月14日(金)
●潮平地区/令和4年1月17日(月)～1月19日(水)
- 申請の流れ**
申請書類の提出 → 申請手続き → 申請書の提出 → お知らせ配布 → 認定 → 認定の可否・通知 → 就学援助費の支給

申請は
お早めに!



フレイル 予防

食生活を見つめ直してみよう!

コロナ禍による活動力低下・食欲不振・食事バランスの乱れは、フレイル(虚弱)を加速させます。毎日・毎食の食事バランスに気をつけて、フレイルを予防しましょう。

☎ 介護長寿課
☎ 840-8114

- お米**
- 女性の1日分のたんぱく質は、約50g
手のひら5杯分くらい
 - 1食分のごはんの量は、茶碗の軽く1杯分
どんなに少なくても、このくらいは食べましょう。
 - 1食分の目安
特に朝はしっかり食べましょう!
 - 1食分の野菜の量は、1皿～2皿
野菜炒めは1皿で2皿分となります。
- *1日分の量は5皿です。